

別紙 1 - 1
【テナント工事区分表】

1 階 売店

A工事(市負担、市所有)
B工事(テナント負担、市所有)
C工事(テナント負担、テナント所有)

B・C工事で設置した機器等の維持管理費・電気料金・電気保安業務に関する費用は、テナント負担となる

注1) 新庁舎は全館避難安全検証法にて、在館者が安全に避難するための性能を有する
注2) 市と協議の上、テナント負担により、避難安全検証作業を行うこと
注3) 市と協議の上、テナント負担により、建築基準法・消防法・その他関連法規の変更が伴う工事の設計・申請手続きを行うこと

	工事項目／区分		市負担(A工事)	テナント負担(B・C工事)		備 考
1階売店	建築工事	床	スラブ(FL-300mm、一部-100)	C	H100・300の嵩上げは、鋼製床組みを想定	スラブ設計用積載荷重500kg/㎡
		巾木	—	C	床面仕上材(指定仕様なし)	
		壁・柱型	・区画壁：プラスターボード素地 ・柱型：プラスターボード素地	C	指定仕様なし	
		天井	・天井高：2,700mm ・工法：在来工法 ・仕上げ：プラスターボード(素地)	C	不燃仕上げ想定	※内装仕様については、安全検証による確認が必要
		間仕切り	—	B	天井高さの変更	※天井仕様・高さについては、安全検証による確認が必要
				B	その他、標準仕様を変更する工事	
		建具	・外部アルミサッシュ ・自動両開き戸 ・ランマ付自動片引き戸 ・ランマ付片開き扉 ・ランマ付片開き扉(特定防火設備) ・防火シャッター(特定防火設備)	C	不燃仕上げ想定	※間仕切仕様・位置については、安全検証による確認が必要
		建具	—	C	指定仕様なし	※建具仕様・幅高さについては、安全検証による確認が必要
		その他	—	C	指定仕様なし	
	サイン		—	C	ブラインド/ロールスクリーン設置	※退居時には現状復旧(入居者負担)とする
			—	C	売店区画内サイン設置	字体/仕様については館内の意匠に準じた計画とする(社名等を除く)
	電力設備	照明設備	—	C	区分開閉器盤以降2次側の電灯動力分電盤、照明器具、配線器具、配線	C工事で設置する照明器具はLED器具とする
		コンセント設備	—	C	区分開閉器盤以降2次側の電灯動力分電盤、コンセント等配線器具、配線	
		分電盤	・売店内に壁掛型区分開閉器盤を設置(課金用電力計含む) ・基準容量：200VA/㎡	C	区分開閉器盤2次側の電灯動力分電盤の製作据付	※冷蔵・冷凍庫は非常用発電機回路
		動力設備	・売店内に壁掛型区分開閉器盤を設置(課金用電力計含む)(空調室内外機、換気扇用、店舗機器) ・基準容量：200VA/㎡ ・区分開閉器盤から一般換気用給排気ファンへの配管配線(法的に必要なもののみ)	C	・売店内の区分開閉器盤2次側の電灯動力分電盤の製作据付 ・電灯動力分電盤から空調機、換気ファンなどへの配管配線	※冷蔵・冷凍庫は非常用発電機回路 ※動力負荷(調理器具含む)は高調波対策(換算係数Ki=1.8以下)を行うこと
	通信設備	構内交換設備	・売店内に壁掛型端子盤を設置 ・電話回線を端子盤(売店内)まで実装 ・端子盤から電話アウトレットまで1箇所実装(内線電話用)	C	区分開閉器盤以降空調室外機への電源供給	
		構内情報通信網設備		C	端子盤以降の電話交換機、電話機、電話アウトレットまでの配管配線及び機器取り付け工事	建物共有MDF室経由
		テレビ共同受信設備	・1階EPS(東側)端子盤内に分配器を実装 ・空配管を端子盤(売店内)まで実装	C	端子盤以降のLAN機器、情報アウトレットまでの配管配線及び機器取り付け工事	建物共有MDF室経由
		監視カメラ設備	—	C	端子盤から売店内までの配管・配線	
		機械警備設備	—	C	テレビ端子の設置	
		その他	—	C	売店内の監視カメラ設備の設置(電話回線利用)	庁舎内の監視カメラ、入退室管理システムとの連動は不可
			—	C	売店内の機械警備設備の設置(電話回線利用)	庁舎内の機械警備システム、入退室管理システムとの連動は不可
			—		—	
	空調・換気設備	冷暖房設備	室外機置場(1階東EV裏)から売店内天井までの冷媒管、ドレン排水管(天井内40A プラグ止め)	C	・室内機及び室外機設置 ・冷媒管及びドレン排水管の室内の配管延長、接続	想定機器：室外機28kW×1台(150W/㎡)
		換気設備(一般換気+局所換気)	・一般換気用給排気ファン(0.2人/㎡×30CMH/㎡：1200m3/h)、ダクト、制気口の設置 ・給排気ガラの設置(局所排気分含む)	C	局所排気用ファン、ダクト、制気口の設置	・想定局所換気風量：1000m3/h ・フ라이어を設置する場合は、フード、グリースフィルタ、簡易自動消火設備等をC工事にて設置

別紙 1－1
【テナント工事区分表】

1 階 売店

A工事(市負担、市所有)
B工事(テナント負担、市所有)
C工事(テナント負担、テナント所有)

B・C工事で設置した機器等の維持管理費・電気料金・電気保安業務に関する費用は、テナント負担となる

注1) 新庁舎は全館避難安全検証法にて、在館者が安全に避難するための性能を有する
注2) 市と協議の上、テナント負担により、避難安全検証作業を行うこと
注3) 市と協議の上、テナント負担により、建築基準法・消防法・その他関連法規の変更が伴う工事の設計・申請手続きを行うこと

	工事項目／区分		市負担(A工事)	テナント負担(B・C工事)		備 考
1 階 売 店	給排水衛生設備	給水設備	給水25A メーター設置 天井内バルブ止め	C	バルブ以降の配管	・ガス供給無し ・フライヤー・流し台を設置する場合はグリーストラップをC工事にて設置
		給湯設備	—	C	電気温水器の設置	
		排水設備(汚水・雑排水・通気)	・排水100A×3箇所 床下プラグ止め ・通気 65A×1箇所 天井内プラグ止め	C	各機器から排水プラグ止めまでの配管	
		衛生器具設備	—	C	必要器具の設置(手洗器等)	
		冷蔵庫設備	・室外機置場の確保(B1F駐車場 X4-Y1通柱際) ・冷蔵庫ドレン排水管用50A×3 床下プラグ止め ・冷蔵庫冷媒配管用床スリーブ×4	C	・冷蔵庫および室外機設置 ・冷媒・ドレン配管	
	防災設備	火災報知設備	煙感知器を設置 (法的に必要な個数のみ)	B	左記感知器の移動や機器増設及び配管配線、法定検査	R型受信機のモニター画面の修正が必要となる場合がある
		非常照明設備	非常用照明(電源内蔵型)を設置 (法的に必要な個数のみ)	B	左記非常用照明器具の移動や増設及び配管配線、法定検査	非常照明の増設は電源内蔵型とし売店分電盤からの供給となる
		誘導灯設備	外部との出入口に避難口誘導灯を設置 (法的に必要な個数のみ)	B	誘導灯の増設及び配管配線、法定検査	消防法に基づく設置となる
		非常放送設備	非常放送用スピーカ(ATT内蔵)を設置 (法的に必要な個数のみ)	B	左記非常放送スピーカの移動や増設、及び配管配線、カットリレーコンセントの設置、法定検査	消防法に基づく設置となる
		放送設備	—	C	業務用放送(BGM等)の機器、スピーカ設置、法定検査	※ローカル放送用AMP設置の場合はカットリレー設置は【B】となる
		消火器	間仕切りなしで必要な個数設置(発注者備品対応)	B	間仕切りに伴う増移設、法定検査	消防法に基づく設置となる
		スプリンクラー	間仕切りのない大部屋対応として消防法に基づくSPヘッド、配管を設置する	B	・間仕切りに伴う増移設 ・SPヘッド免除の室を設置する場合は補助散水栓設置、法定検査	消防法に基づく設置となる

※ 施工に伴い、仕様が変更となる可能性がある

別紙 1 - 1
【テナント工事区分表】

15階 売店

A工事(市負担、市所有)
B工事(テナント負担、市所有)
C工事(テナント負担、テナント所有)

B・C工事で設置した機器等の維持管理費・電気料金・電気保安業務に関する費用は、テナント負担となる

注1) 新庁舎は全館避難安全検証法にて、在館者が安全に避難するための性能を有する
注2) 市と協議の上、テナント負担により、避難安全検証作業を行うこと
注3) 市と協議の上、テナント負担により、建築基準法・消防法・その他関連法規の変更が伴う工事の設計・申請手続きを行うこと

	工事項目／区分		市負担(A工事)	テナント負担(B・C工事)		備 考
15階売店	建築工事	床	既製置床(高さ300mmから380mm)の上、ビニル床シートC(クッションフロア)	C	標準仕様を変更する工事	-300mm、-380mmレベルの厨房想定範囲のスラブ設計用積載荷重500kg/㎡
		巾木	木製巾木60mm	C	標準仕様を変更する工事	
		壁・柱型	—	B	壁・柱型の仕様変更	仕上：不燃 ※内装仕様については、安全検証による確認が必要
			・区画壁：プラスターボードの上、塗装（予定） ・柱型：プラスターボードの上、塗装（予定）	C	A・B工事以外の工事	
		天井	・天井高：3,000mm ・工法：在来工法 ・仕上げ：プラスターボードの上、塗装（予定）	B	天井高さの変更	仕上：不燃 ※天井仕様・高さについては、安全検証による確認が必要
			—	B	その他、標準仕様を変更する工事	
		間仕切り	—	C	間仕切り設置	仕上：不燃 ※間仕切仕様・位置については、安全検証による確認が必要 ※共用部に面した壁面仕上、共用部側に配置する椅子・ローパーテーション等は周囲意匠に準じた計画とする
			—	C	ローパーテーションの設置等	
		建具	鋼製防火両開きフラッシュ扉（防火設備）	B	区画壁へのドア設置	仕上げの色彩は周囲の意匠に準じた計画とする ※建具仕様・幅高さについては、安全検証による確認が必要
	B			ドアの仕様変更		
	C			A・B工事以外の工事		
	その他	—		—	退居時には現状復旧(入居者負担)とする	
	サイン		—	C	売店区画内サイン設置	字体/仕様については館内意匠に準じた計画とする(社名等を除く)
	電力設備	照明設備	—	C	区分開閉器盤以降2次側の電灯動力分電盤、照明器具、配線器具、配線	C工事で設置する照明器具はLED器具とする
		コンセント設備	—	C	区分開閉器盤以降2次側の電灯動力分電盤、コンセント等配線器具、配線	
		分電盤	売店内に壁掛型区分開閉器盤を設置(課金用電力計含む)	C	区分開閉器盤2次側の電灯動力分電盤の製作据付	※冷蔵・冷凍庫は非常用発電機回路
		動力設備	・売店内に壁掛型区分開閉器盤を設置(課金用電力計含む) ・屋上室外機置場に動力分電盤を設置(課金用電力計含む)	C	・売店内の区分開閉器盤2次側の電灯動力分電盤の製作据付 ・電灯動力分電盤から空調機、換気ファン、売店設備機器などへの配管配線	※冷蔵・冷凍庫は非常用発電機回路 ※動力負荷(調理器具含む)は高調波対策(換算係数Ki=1.8以下)を行うこと
	通信設備	構内交換設備	・売店内に壁掛型端子盤を設置 ・電話回線を端子盤(売店内)まで実装 ・端子盤から電話アウトレットまで1箇所実装(内線電話用)	C	端子盤以降の電話交換機、電話機、電話アウトレットまでの配管配線及び機器取り付け工事	建物共有MDF室経由
		構内情報通信網設備	15階EPS(西側)から売店内端子盤までの配線経路(ケーブルラック)	C	端子盤以降のLAN機器、情報アウトレットまでの配管配線及び機器取り付け工事	建物共有MDF室経由
		テレビ共同受信設備	・15階EPS(東側)端子盤内に分配器を実装 ・空配管を端子盤(売店内)まで実装	C	端子盤から売店内までの配管・配線	
				C	テレビ端子の設置	
		監視カメラ設備	—	C	売店内の監視カメラ設備の設置(電話回線利用)	庁舎内の監視カメラ、入退室管理システムとの連動は不可
		機械警備設備	—	C	売店内の機械警備設備の設置(電話回線利用)	庁舎内の機械警備システム、入退室管理システムとの連動は不可
		その他	—		—	
	空調・換気設備	冷暖房設備	・冷媒管ルートの確保 ・ドレン排水40A×1箇所 天井内プラグ止め	C	・室内機および室外機設置 ・冷媒・ドレン配管	
		換気設備	・一般換気用給排気ダクト 250φ×2本(北側展望テラス軒天から売店天井内突き出しまで) ・局所給排気(フライヤー等)用ダクトルートの確保	C	・一般換気用給排気ファン、ダクト、制気口の設置 ・局所給排気用ファン、ダクト、制気口の設置	フライヤーを設置する場合は、フード、グリースフィルタ、簡易自動消火設備等をC工事にて設置

別紙 1 - 1
【テナント工事区分表】

15階 売店

A工事(市負担、市所有)
B工事(テナント負担、市所有)
C工事(テナント負担、テナント所有)

B・C工事で設置した機器等の維持管理費・電気料金・電気保安業務に関する費用は、テナント負担となる

注1) 新庁舎は全館避難安全検証法にて、在館者が安全に避難するための性能を有する
注2) 市と協議の上、テナント負担により、避難安全検証作業を行うこと
注3) 市と協議の上、テナント負担により、建築基準法・消防法・その他関連法規の変更が伴う工事の設計・申請手続きを行うこと

	工事項目／区分		市負担(A工事)	テナント負担(B・C工事)		備 考
15階売店	給排水衛生設備	給水設備	給水25Aメーター設置 天井内バルブ止め	C	バルブ以降の配管	ガス供給無し フライヤー、流し台を設置する場合はグリーストラップをC工事にて設置
		給湯設備	—	C	電気温水器の設置	
		排水設備(汚水・雑排水・通気)	・排水100A×2箇所 床上プラグ止め ・通気 65A×2箇所 天井内プラグ止め	C	各機器から排水・通気プラグ止めまでの配管	
		冷蔵庫設備	・室外機置場、冷媒管ルートの確保 ・ドレン排水は上記排水設備(雑排水系統)と兼用	C	・冷蔵庫および室外機設置 ・冷媒・ドレン配管	
	防災設備	火災報知設備	煙感知器を設置 (法的に必要な個数のみ)	B	左記感知器の移動や増設機器及び配管配線、法定検査	R型受信機のモニター画面の修正が必要となる場合がある
		非常照明設備	非常用照明(電源内蔵型)を設置 (法的に必要な個数のみ)	B	左記非常用照明器具の移動や増設及び配管配線、法定検査	非常照明の増設は電源内蔵型とし売店分電盤からの供給となる
		誘導灯設備	出入口扉に避難口誘導灯を設置 (法的に必要な個数のみ)	B	誘導灯の増設及び配管配線、法定検査	消防法に基づく設置となる
		非常放送設備	非常放送用スピーカ(ATT内蔵)を設置 (法的に必要な個数のみ)	B	左記非常放送スピーカの移動や増設、及び配管配線、カットリレーコンセントの設置、法定検査	消防法に基づく設置となる
		放送設備	—	C	業務用放送(BGM等)の機器、スピーカ設置、法定検査	※ローカル放送用AMP設置の場合はカットリレー設置は【B】となる
		消火器	A工事間仕切りで必要な個数設置(発注者備品対応)	B	間仕切りに伴う増移設、法定検査	消防法に基づく設置となる
		スプリンクラー	SP配管、ヘッド	B	・間仕切りに伴う増移設 ・SPヘッド免除の室を設置する場合は補助散水栓設置、法定検査	消防法に基づく設置となる

※ 施工に伴い、仕様が変更となる可能性がある